

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和5年8月16日(2023.8.16)

【公開番号】特開2021-167930(P2021-167930A)

【公開日】令和3年10月21日(2021.10.21)

【年通号数】公開・登録公報2021-051

【出願番号】特願2020-118608(P2020-118608)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30(2006.01)

10

B 32 B 7/023(2019.01)

C 09 J 7/38(2018.01)

C 09 J 7/29(2018.01)

C 09 J 201/00(2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

B 32 B 7/023

C 09 J 7/38

C 09 J 7/29

C 09 J 201/00

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月7日(2023.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

30

第1切欠き開始点P1d及び第2切欠き開始点P2dを通る切欠き線10edの平面視形状は特に限定されない。切欠き線10edは、切欠き線10ebと同様に、直線又は円弧状の曲線であってもよい。切欠き線10edが円弧状の曲線である場合、切欠き線10edは、四角形15の角部の頂点Pdaに向かって凸であることが好ましい。切欠き線10edの長さの好ましい範囲は、切欠き線10ebで説明した範囲と同じとすることができる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0092

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0092】

40

基材層としては、樹脂材料で形成されたフィルムを用いることができ、例えば上記した保護層を形成するために用いる熱可塑性樹脂として説明した樹脂材料を用いたフィルムを挙げることができる。基材層の厚みは、特に限定されないが、一般には強度や取扱い性等の作業性の点から1~300μmであることが好ましく、20~200μmであることがより好ましく、30~120μmであることがさらに好ましい。基材層は、重合性液晶化合物の硬化物層とともに位相差層として偏光性積層体に組み込まれていてもよく、基材層を剥離して、重合性液晶化合物の硬化物層のみ、又は、当該硬化物層及び配向層が位相差層として偏光性積層体に組み込まれていてもよい。

50